

別紙1

「設計積算参考資料の制定について」（令和7年10月29日付け東北森林管理局計画保全部治山課長事務連絡）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>II 治山事業設計標準歩掛の留意事項</p> <p>1 通勤補正</p> <p>通勤所要時間の標準速度は調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領のライトバンの走行速度を準用し、<u>下記のとおりとする。</u> <u>一般道路：30km/h 高速道路：80km/h</u></p> <p>2 冬期補正</p> <p>(1) 冬期屋外工事の労務歩掛補正 治山林道必携に記載のある月別冬期補正率<u>については、局通知等により周知するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>III 工事費積算上留意する共通事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 (1) 機械類の運搬起点</p> <p>ア 現場に近接する最寄の市町村役場の所在地を当該機械の所在地とする。</p> <p>(1) イ～(4) (略)</p> <p>IV、V (略)</p> <p>VI 参考歩掛</p>	<p>II 治山事業設計標準歩掛の留意事項</p> <p>1 通勤補正</p> <p>通勤所要時間の標準速度は調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領のライトバンの<u>一般道路</u>走行速度を準用する。</p> <p>2 冬期補正</p> <p>(1) 冬期屋外工事の労務歩掛補正について、<u>治山林道必携に記載のある月別冬期補正率は、局担当係と協議のうえ決定すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>III 工事費積算上留意する共通事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 (1) 機械類の運搬起点</p> <p>ア 現場に近接する最寄の市町村役場<u>又は森林管理署等</u>の所在地を当該機械の所在地とする。</p> <p>(1) イ～(4) (略)</p> <p>IV、V (略)</p> <p>VI 参考歩掛</p>

1、2 (略)

(削除)

1、2 (略)

3 集水井工

(1) 集水井地上部ライナープレート組立歩掛

ア ライナー組立編成人員

世話役	1.00 人
普通作業員	2.00 人

イ ライナープレート組立のサイクルタイム

(1 サイクル (0.5m) 当たり)		(1 サイクル (1.0m) 当たり)	
井径 3.0m	77 分	井径 3.0m	144 分
井径 3.5m	90 分	井径 3.5m	180 分

備考 1 日実働時間 420 分とする。

ウ 地上部ライナープレート組立据付歩掛 (3.5m の場合) (1m 当たり)

名 称	単 位	数 量	備 考
世話役	人	0.43	180 分 / 420 分 × 1.0 人
普通作業員	人	0.86	180 分 / 420 分 × 2.0 人

(2) 静水槽コンクリート打設歩掛 (10m³ 当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量
世話役		人	0.90
トンネル特殊工	パイプレータ運転	人	1.02
普通作業員	コンクリート積み込み	人	3.25
クローラクレーン運転経費	油圧式 35 t 吊	日	0.56
諸 雑 費		%	4.00

備考 1 上表には、運搬バケットへのコンクリート積み込み及び玉掛作業を行う機械付補助労務を含む。

2 クローラクレーンは、運転経費 (軽油 70L・賃料 1.0 日) とする。

3 諸雑費は、パイプレータ、電動発電機運転経費、潜水ポンプ損料、送風機損料、コンクリートバケット損料等の費用であり、上表の労務費及びクレーン賃料の合計額に諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

4 バケット容量 V は 0.6m³ を標準とする。

(3) 静水槽養生歩掛 (10m³ 当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	0.69
諸 雑 費		%	19

備考 1 この歩掛は、一般養生の場合であり、特殊養生 (電気養生、冬期養生等) を必要とする場合は、別途積算する。

2 普通作業員は、被覆、取除き、散水一切含む。

3 諸雑費は、シート・養生マット・角材・パイプ・散水等に使用する機械の損料及び電力に関する経費等の資料であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限とする。

3 仮設費歩掛

(1) ~ (5) (略)

VII (略)

(4) 静水槽型枠歩掛 (100 m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量
世 話 役		人	4.40
型 枠 工		人	20.60
トンネル作業員	トンネル内型枠設置	人	8.75
普通作業員	地上部作業	人	8.75
諸 雑 費		%	14.00

備考 1 諸雑費は、発動発電機運搬経費、潜水ポンプ損料、送風機損料等の費用であり、上表の労務費の合計額に諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

(5) 基礎コンクリート型枠の施工歩掛

基礎コンクリート型枠の製作・設置・撤去にかかる施工歩掛は、次表とする。

(10 m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量
世 話 役		人	0.10
型 枠 工		人	1.00
普通作業員		人	0.40
諸 雑 費		%	18

備考 1 上記歩掛には、はく離剤塗布及びびレン作業を含む。

2 諸雑費は、型枠材及びはく離剤等の費用であり労務費の合計額に上表の率を乗じた額を上限として計上する。

(6) 集水井用安全柵(耐雪型)設置歩掛 (1基当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通作業員	φ3.5用 スギローリング加工材	人	1.28	1組当たり×0.08×16組 (1辺4.15m)

4 仮設費歩掛

(1) ~ (5) (略)

VII (略)